

搬入手数料の水準及び手数料改定に関する資料

1 現行のごみ搬入手数料について

(1) 現行のごみ搬入手数料

持込ごみ	業者収集ごみ
100kg 以下 : 1,000 円 100~600kg : 1,000 円+1,500 円/100kg 600kg 超 : 8,500 円+2,000 円/100kg	1,000 円/100kg

(2) 現行手数料への改定について

持込ごみの搬入手数料の直近の改定については、平成 21 年 3 月に条例を改正のうえ、約半年間の周知・据置期間を設け、平成 21 年 10 月に改定を行っている。

業者収集ごみの搬入手数料の直近の改定（減免措置の廃止）については、平成 18 年 3 月に条例を改正のうえ、約 2 年間の周知・据置期間を設け、平成 20 年 4 月から平成 26 年 4 月にかけて段階的に改定を行っている。

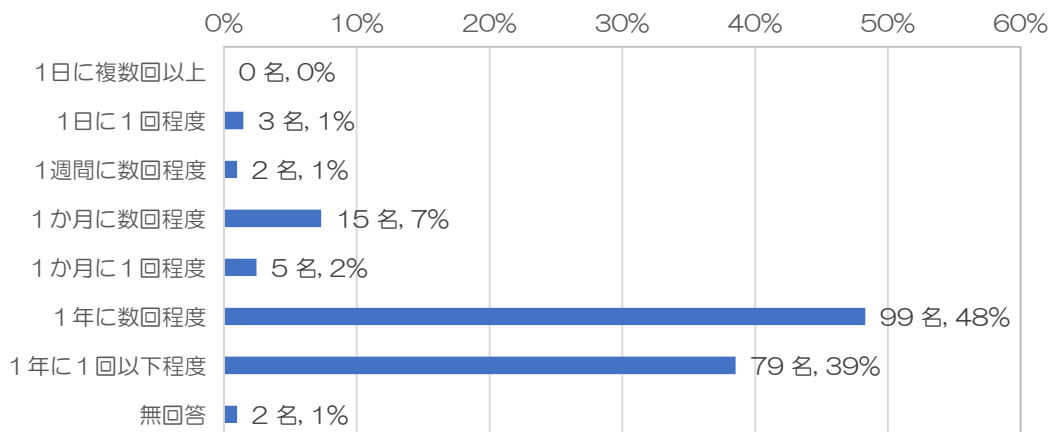
持込ごみ	業者収集ごみ
<ul style="list-style-type: none"> ・ H21. 3 (2 月市会) : 条例改正 →約半年間の周知・据置期間 →H21. 10 : 手数料改定 100kg 以下 : 1,000 円/100kg 100~600kg : 1,500 円/100kg 600kg 超 : 2,000 円/100kg 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H18. 3 (2 月市会) : 条例改正 →約 2 年間の周知・据置期間 →H20. 4 : 手数料改定 650 円/100kg →H23. 4 : 手数料改定 800 円/100kg →H26. 4 : 手数料改定 1,000 円/100kg

2 現行のごみ搬入手数料の負担状況について

(1) 持込ごみの排出者（搬入者）の負担状況（令和 2 年度）

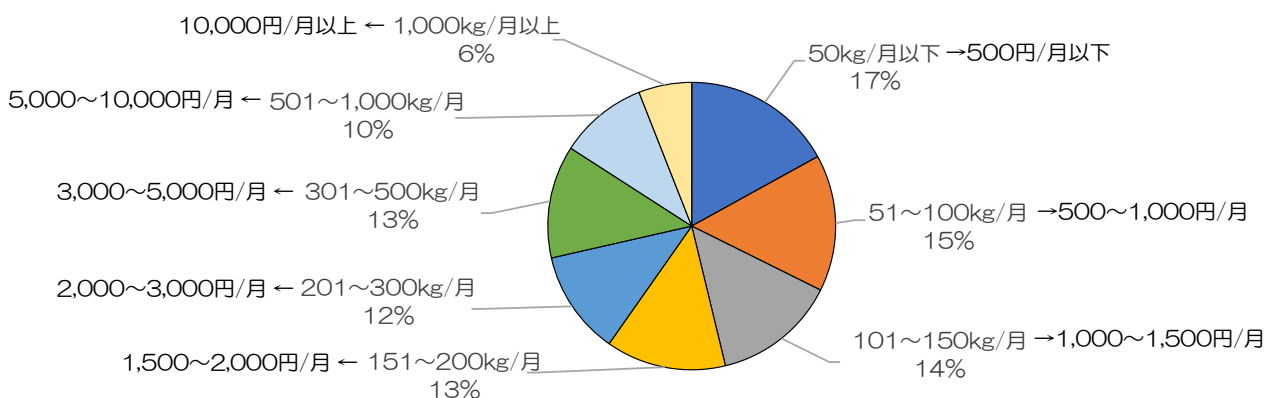
平均 2,900 円/回（手数料収入 : 5.0 億円、搬入台数 : 17.2 万台）

なお、アンケート調査結果では、搬入頻度は「1 年に数回程度の搬入者」が約 5 割と最も多く、次いで「1 年に 1 回以下程度の搬入者」が約 4 割と多い。



(2) 業者収集ごみの排出者の負担状況（令和2年度）

排出者のごみの排出量を搬入手数料に当てはめた場合、500円/月以下から10,000円/月以上など、その額は様々である。



令和2年度京都市細組成調査に基づき推計

3 ごみ搬入手数料の算定基礎額（令和元年度）

令和元年度の本市施設での事業ごみの処理に係る経費（ごみ処理原価）は2,677円/100kgであり、そこからごみ売電等の収入を差し引いた算定基礎額は2,222円/100kgである（[参考資料2](#)参照）。

ただし、令和元年度（及び令和2年度）は一時的な4工場体制であり、令和3年度以降の3工場体制と比べて、南部クリーンセンター第1工場の減価償却費として200円/100kg程度の追加的な費用を要している。

4 民間リサイクル料金について

(1) 木質ごみ

枝葉、幹等のせん定枝の民間リサイクル施設の受入料金（収集運搬料金を含まず。）の平均は約2,000円/100kgであり、持込ごみ搬入手数料の累進制の第1・2区分（1,500円/100kg以下）よりも高く、概ね第3区分の金額に相当する。

品目		受入料金(収集運搬料金を含まず)*
木 類	枝葉、幹	平均約2,000円/100kg (1,600~2,750円/100kg)
	木の根	平均約2,900円/100kg (1,870~3,850円/100kg)
草 類	刈草	平均約3,300円/100kg (2,750~3,850円/100kg)
	落ち葉	平均約1,700円/100kg (1,400~1,980円/100kg)

※ 市内6施設の平均

(2) 食品廃棄物

食品廃棄物の民間リサイクル施設の受入料金（収集運搬料金を含まず。）の平均は約2,700円/100kg（1,000~4,000円/100kg）*であり、業者収集ごみ搬入手数料（1,000円/100kg）を大幅に上回っている。

※ アンケートで受入料金について回答があった近隣5施設の平均。

同一施設でも、分別の状況によって受入料金が異なる場合がある。

5 他都市の事業ごみの搬入手数料について（参考資料3参照）

（1）政令市

政令市平均（京都市を除く）は約 1,500 円/100kg（800 円/100kg～2,970 円/100kg）※であり、単純比較可能な業者収集ごみについては、本市は神戸市（800 円/100kg）、大阪市（900 円/100kg）に次いで 3 番目に低い。

※ 業者収集ごみに有料指定ごみ袋を導入している都市については、持込ごみの手数料を採用。

なお、これらの都市の有料指定ごみ袋の価格は、持込ごみの手数料と同額程度に設定されている。

（2）隣接市町村等

ア 持込ごみ※¹

隣接市町村等平均（京都市を除く）は約 1,800 円/100kg※²（800 円/100kg～4,400 円/100kg）であり、持込ごみ搬入者の大半（94%）が第 1・2 区分：1,500 円/100kg 以下である本市と比べて高い。

イ 業者収集ごみ※¹

隣接市町村等平均（京都市を除く）は約 1,600 円/100kg（800 円/100kg～1,980 円/100kg）であり、本市と比べて高い。

※¹ 本市と同様に、持込ごみに累進制を導入し、業者収集ごみと料金を分けている市町村等があるため、持込ごみと業者収集ごみとで平均料金が異なる。

※² 累進制を導入している市町村等については、一番安い区分の料金と一番高い区分の料金の平均値を採用して算出している。

＜参考＞これまでの審議のまとめ

1 ごみ搬入手数料の体系について

(1) 持込ごみ

累進制については、以下の主な理由から、単純比例制に移行することが望ましい。

- ① 累進制は、ごみを複数回に分けて搬入することで手数料を安く抑えようとする人がおり、環境負荷的にも望ましくなく、また、クリーンセンターの近くの人ほどそのような行動をとりやすく、不公平である。
- ② 排出者が、ごみの量や、ごみ減量によるコスト削減効果を把握できることが望ましく、その点において、累進制はわかりづらい。
- ③ 累進制を意識している人は少なく、減量の効果が薄れている。

また、現状の課金単位 100kg については、上記①、②と同様の理由に加えて、搬入量に最大 90kg の差があっても同額の手数料であり不公平であることから、計量単位である 10kg 単位に見直すことが望ましい。

ただし、これらの見直しにあたっては、ものを頻繁に買い替えて気軽に捨てるなど、安易なごみの持込を抑制するため、一定重量まで定額とする最低料金を設定することが望ましい。

また、ごみ減量（搬入抑制等）や不適正排出の防止の観点から、ごみ搬入手数料の見直しと合わせて、市民・事業者への意識づけを行うことやその他の施策（大型ごみのリユースの促進や事前申込制等）を検討することが望ましい。

(2) 業者収集ごみ

業者収集マンションについて、分別の促進及び市民間の公平性の観点から、市収集と同様に、資源ごみ（プラスチック製容器包装）の手数料を燃やすごみより安価な区分として新たに設定することが望ましい。

2 業者収集ごみの搬入手数料を排出事業者適切に負担いただくための方策について

前回の手数料改定では、排出事業者と許可業者の契約料金の見直しが十分に進まなかったことから、前回の手数料改定の教訓を踏まえ、行政が積極的に関与しながら、排出事業者・許可業者・行政の3者が連携し、相互理解を図る必要がある。また、前回改定時になかった「ごみゆにけーしょん」等の啓発媒体も有効活用し、ごみ搬入手数料の見直しに係る部会の議論状況の発信など、今からできることを進めるとともに、排出事業者と許可業者の契約に係る自主ルール（ガイドライン等）の策定といった仕組みづくりを3者で進めることが望ましい。